

第十回国会 衆議院 農林委員會會議錄 第四十号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事 野原 正勝君 理事 原田 雪松君

理事 小林 運美君

宇野秀次郎君 遠藤 三郎君

小淵 光平君 川西 清君

中馬 辰猪君 幡谷仙次郎君

平野 三郎君 八木 一郎君

大森 玉木君 吉川 久衛君

井上 良二君 横田甚太郎君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君

通商産業事務官 小野儀七郎君

経済安定事務官 渡部 伍良君

(産業局長) 委員外の出席者

参議院議員 片柳 眞吉君

農林事務官(林野庁林政部長) 小川 保男君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

五月二十五日

農林物資規格法の一部を改正する法律案(河野謙三君外三名提出、衆法第六四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

国有林野法案(参議院提出、参法第一八号)

国有林野整備臨時措置法案(参議院提出、参法第一九号)

森林資源の保護に関する件

○千賀委員長 これより農林委員會を開会いたします。

国有林野法案及び国有林野整備臨時措置法案の両案を一括議題といたし、昨日に引続き質疑を行います。大体質疑も終了しておりますので、ごさいいますので、これより両案を一括して討論に付したいと思ひますが、これまた討論も大体各党とも御要求がないようでございますので、討論を省略し採決に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。これより国有林野法案及び国有林野整備臨時措置法案の両案について、一括して採決を行います。両案に賛成の諸君の御起立を求めます。

(議員起立)

○千賀委員長 起立議員。よつて両案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。両案に關しまして衆議院規則第八十六条による報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。さようとりはからいます。

○千賀委員長 次に先般の委員會におきまして、森林資源と纖維工業との關係について、平野君の質疑が保留され

ておりましたが、この際その質疑を許します。平野三郎君。

○平野委員 過般衆議院法案の審議にあたりまして、農林當局と通産當局との間におきましてはなほだしく意見の食い違いがあり、かつまたきわめて連絡不十分であることが明白になつたのであります。その間におきまして、木材の諸般の施策については、経済安定本部を中心として両省との間で連絡をいたしておるといふ御説明がありましたので、特に本日は経済安定本部における御計画についてお尋ねを申し上げるわけであります。

まず第一に伺ひたいことは、木材の供給は、森林法の今回の制定によりまして、今後一段ときよくつくつて参るわけであり、同時に日本の森林に對する根本的の計画性が与えられる關係上、その供給に對する数字といふものもおおむね明らかになつて来るわけでありまして、これに對する木材の需要は、今後ますます増加するのではな

いかと考へられるのであります。安本といひましたのは、昨年度におきまして木材の需要の方の実績をどの程度に見られておられるのか。また将来、少くとも来年度における木材の需要に對する計画といふものは、どういふうな数字を見込んでおられますか。これは各品目ごとにごく大ざつぱでけっこうでありますから、一応数字を御説明いたしたいと思ひます。

○通産政府委員 お答えいたします。大体森林法施行に伴います木材の需要に關しましては、森林法の改正が上

程になりましたときに、この大部の資料が林野庁から出ておりますが、これによつてごらんいただきたいと思ひます。私どもの方で見えております昨年度の木材の消費実績は、大体八千八百万石程度に見えております。内訳を申し上げますと、問題になつておるものなものは坑木とか、パルプ用材であります。坑木につきましては千六百万石、パルプ用材が千百万石、一般用材として六千万石、その他が電柱、まぐら木、ベニヤ板等を合せて約六百万石程度、さしあたり二十六年度の目標は八千万ないし九千万というふうに押えて

おりますが、各關係庁でいろいろ協議をいたしまして、消費の節約であるとか、あるいは利用の合理化等に検討を加へまして、大体八千百万石程度の需要になるのではないかと考へております。そのうちパルプ用材として約千六百万石、坑木一千百万石、造船、電柱、まぐら木等を合せて五百六十万石程度、それから建築用材二千五百

万石、包装九百万石、その他合計して二千百万石、總計八千七百万石程度に見えております。

○平野委員 どうもただいまの御答弁は、今までの農林省及び通産省の御説明とは、まったく食い違つておるところがあるのではありませんか、その前に念を押したいのですけれども、農林省、通産省とも、安本を中心として十分打合せを行つておるといふことでありますので、最もその調整機關としての責任者である安本におかれては、確固たる計画のもとに、それ／＼關係各省

と協議をいたしておられると思うのであります。ところが今の御説明によりますと、昭和二十五年の実績が八千八百万石、昭和二十六年は八千百万石に見込んでおる。すなわち約七百万石需要を圧縮するといふことであり、パルプについては二十五年が一千百万石、二十六年が一千六十万石、すなわち約四十万石減るということでありまして、坑木については、二十五年が一千六十万石、二十六年が一千

万石で、これも六十万石需要を減らすといふたゞいまの御説明の数字でありますけれども、先般の委員會における通産省の方の御説明によりますと、パルプについては二十六年は一千三百五十万石という御説明なのであつて、安本の方の数字とは非常に開きがありますが、その点はどうでございますか。

○通産政府委員 説明が不十分であつたかと思ひますが、ただいまのパルプ用材千六十万石と申しましたのは、關葉樹を含んでおりませんので、關葉樹を含みまして、大体有効需要は千三百五十万石程度であるとわれ／＼は見えております。

○平野委員 そういたしますと、全体の用材の数量としては七百万石は減らす、但しそのうちパルプだけについては相当増加を見る、こういうことでございせんか。

○通産政府委員 そのほかの項目につきましてはいろいろの策を講じまして、消費の節約をはかりますとか、あるいは需要の合理化をやるというふう

なことを考えまして、一応先ほど申し上げましたように、九千万石余りの有効需要があるの千二百万石足らずまでつじつまを合せて行こう、こういうふうな各省の協議になつております。こまかく申し上げますと、いろいろありますが、たとえばパルプにつきましても、關葉樹の利用のみならず、故紙の回収その他を強化するとか、あるいはまくら木等につきましても、あるいは車輦等につきましても、關葉樹をもつと使うとか、いろいろなことを織り込んで、衆知をしぼつて需給をはかつて行こう、こういうふうに考えております。

○平野委員 私のお尋ねをいたしたことは、今のような抽象的なお話でなしに、二十六年度の木材は二十五年より約七百万石減らす方針のもとに進んでおる。そのかわりパルプだけは、たゞいま御説明があつた通り、昨年度は一千百万石、本年は關葉樹等の利用を入れて一千三百八十万石、こういうことかどうかというのを伺つておるわけです。

○逋部政府委員 そのほかのものにつきましては、たとえば坑木なども、石炭の増産ということが二十六年の課題になつております。現在のいろいろな需要、それから日米協力経済というふうなものからいへば、さらに二百万トン、それ以上も増産しなければいけません。それで、坑木の需要がふえる。パルプは現在の計画で、たゞいま申し上げましたように、千三百五十八万石の需要があるけれども、それは坑木についても、使用の合理化をはかると同時に、パルプについても、たゞいま申し上げました關葉樹の利用とか故紙の回収そ

のほかによつて、どうせ森林資源が十分でないことはつきりしてゐるのでありますから、需給を整えて行かなければならぬ、こういうふうな考えております。

○平野委員 どうも御説明が納得いたしたいのですが、私どもの疑問に思ふことは、用材の数量全体のわくは、今後非常に減つて来るわけですが、現に昭和二十六年度は二十五年より七百万石減るわけなのですが、そのうちパルプに限つては、御計画では相当増加しておるわけでありまして、必然他のものはより一層總体的に減らなければ、つじつまが合わないわけですから、従つてパルプのみを非常に増加する御計画のもとに、ほかの方は非常に圧縮されるということに、りくつとしてはなるわけですが、そういうふうな御計画であるかどうかということをお伺つておるのですから、その点はつきり御答弁していただきたい。

○逋部政府委員 木材の全体の有効需要をとりますと、二十五年八千八百万石の消費数に対して、さらにもつと多い需要があるわけでありまして、それはパルプだけではない。たとえば造船用材、電柱、まくら木、車輦、みなそれぞれ需要そのままとつて、どれだけあつたらいいという数字は、合計いたしますと九百万石をすつと越すのであります。しかしそれは、たとえば坑木については鉄柱あるいはカツベにかえるとか、まくら木も、先ほど申しましたように關葉樹にかえるとか、あるいは車輦については外材を入れるとか、そのほか建築等においても外材を入れるとか、包装資材については段ボール等を考えると、そういうふうな

ことをしていろいろふうして、どうしても内地材で必要なものは一千七百万石というふうに出ておるのであります。パルプだけの需要を圧縮して、従つてそれはパルプの業界の力でそのものがよけ取れる、そういうふうには考えておらないのであります。大体九千五、六百万石の需要になるのを、今言つたような、それ／＼の用途部門において、消費の合理化を考へることによつて、千百万石に国内需給を調整する、こういうふうな考えております。

○千賀委員長 平野君に申し上げますが、通産省雜貨局長小野儀七郎君も出席をいたしました。

○平野委員 どうも私、頭が悪いせいかもしれませんが、大体想像するに、木材の需要はふえる一方であるが、木材の利用の合理化その他の方法を講じて、實際の消費量を減らす、そうしてたとえ坑木について言へば、なるべく木材以外のものを使うようにする、あるいはパルプについても外材の輸入をはかる、その他いろいろ方法で、極力木材以外のものを使つて、需要にマッチする、こういうお話であります。そういうことを、私ども非常に疑問に思ひます。それは、そうした木材以外の資源を利用するという計画が別になくてはならぬ、それがはたしてあるのかどうか、これは私も非常に疑いを持たざるを得ないのであります。早い話が、パルプについては外材を輸入して需要にマッチするとお話になりましたけれども、外材の輸入計画はどういうふうになつておりますか。

○逋部政府委員 パルプについては外材は考えておらないのであります。たとえば建築用材、造船用材、そういうものについて考えております。たゞいまお話のように、これは相当こまかくなものであります。項目をあげますれば、パルプにつきましても、たゞいま申し上げたように關葉樹を使うとか、あるいは製材を使うとか、あるいは故紙回収をうんとやらず、こういうふうなことによつてつじつまを合せて行きたい。それからまくら木については、鉄柱とか、カツベ、古レールその他を利用する、そういうことによつてやつて行こう、造船については外材を相当輸入するとか、二十五年度も外材を相当輸入しておりますので、引續いて輸入を増加したいと考えております。それから電柱についても、鉄柱に振りかへるとか、まくら木につきましても關葉樹を利用するとか、あるいは規格を改正して、もう少し利用度を広げて行くというふうなことを考えております。車輦につきましても、外材を輸入するとかそのほかのことを考えております。建築につきましても、いわゆる都市の不燃住宅によつて木材の消費量としては効果は期待できません。けれども、一部なりともやつて行きたい。包装につきましては、たゞいま言いました段ボールを考へるとか、あるいはそのほかの關葉樹の活用を考へるとか、あれこれいろいろ考へまして、一千七百万石の需要をほかに用途を転換する、こういうことを考えております。

○平野委員 非常に意外なお話でございますが、そうしますと結論として、正確にいへば二十六年度は九千万石の木材の需要は解決しない、しかしながらそのうち約一千万石程度は木材の利用合理化によつてこれを補つて行く、こういうお話であります。そうすると一千万石の木材の需要を他の用具によつて補填する、こういうことでは、いさか、一千万石だけ木材の需要合理化によつて消費を節約するという計画がはつきりしておらなければならぬ。たゞいまのあなたの話によりますと、外材を輸入するとか、あるいは製用資材について段ボールを用いるとか、パルプについては關葉樹を用いるとか何とかがいふお話がありました。そういう御計画がはつきりできておるものであるか。私どもは常識で判断して、来年度においていかに木材の需要合理化をはかつたところが、とうてい一千万石というふうな需要を転換することは、けだし不可能だと思われません。それができるといふお話なのですが、そういう計画がきちんとできておるかどうか、お伺いいたします。

○逋部政府委員 木材の消費の合理化につきましては、戦争中みだいに、強制的に割当制度をやるとか何とかいうことによつてやることは考へておりません。けれども、各方面の協力を願つて、先ほど申し上げましたように、とにかく木材の需給を潤沢にまかなうことはできないのでありますから、各方面の御理解と御協力を願つてやつて行く以外はない、そういう啓蒙、宣伝その他の運動によつてやつて行こう、それから、需要の大きい部面については、具体的に業界と協力してやつていただく、現在スタートしておりますのは、たとえば故紙の回収などは、文部省と協力いたしまして、小学校を利

用して故紙の回収をさらに一段と進めて行くとか、あるいは炭坑の坑木の転換などについても、具体的に資金計画なり、あるいは需要の範囲というふうなものの協議を進めて行きたい。それから外材につきましても、昨年は大体百五十万石程度であったのを、さらに百万石以上を二十六年度においては増して行きたい、それからたとえばアラスカ材の輸入をはかるといふようなことについても、現在アメリカに行つておるオーダー・ミツシヨンに事情を照会してもらつたとか、いろいろな手を講じております。紙に書いたように非常に容易であるとは思つておりませんが、これはやるよりしようがないと存じております。

○平野委員 どうも非常に甘い考えであつて、私どもの見るところでは、さうなことは不可能と存じます。ただいまあなたのお話にもありました通り、各方面の御理解と御協力を得るというところでありますが、理解をしても、協力をしなければこれはできない話であります。これはすべて利害に關係したものでありますから、たとえば木材を外国から輸入するといふことも、石当りどのくらいにつくのか御承知になつておるかどうか。おそらくこれは補給金も何もないのですから、ただ協力を依頼されても、ただちにこれが実現できるとはなか／＼考えられませんか。またその他のいろいろなお話がたゞいまありました、たとえば段ボールを使うといふようなことも、段ボールの値段が安ければ自然に使われますけれども、私どもも段ボールを大いに活用すべきであるといふことを考えて、これを奨励すべきだといふことについては

異議ありませんけれども、段ボールが非常に高くつければ、単なる指導奨励してみたところ、実際にはなか／＼できることでない。また坑木について鉄柱を使つたといふところが、最近の鉄鋼の値上り状況を見れば、法律で強制するといふような方法をとらない限りは、なか／＼できることではないと思ひます。ただ今の漠然たる理解と協力のもとにやるというふうな制度では、一千万石という膨大な需要を、ただちに来年度から転換するといふようなことは、これはとうてい安本であつた方机上の空論を唱えるだけであつて、実行は不可能である。こういう計画のもとに木材の需要を考えて行かれるといふことになれば、いかに森林法を改正してみても、これは当然森林法に一大混乱が起るといふことしか、私どもは考えられないのですが、ほんとうに一千万石を転換し得るといふだけの御確信があるものでありますかどうか、念のためにもう一度伺ひたい。あとになれば必ず実績でわかることですから、はたしてほんとうにそれができるものであるかどうか、もしおわかりにならないければ、私は各項目についてその不可能なるゆゑを申し上げてもよろしいのであります、その御確信がほんとうにあるのかどうか、念のために伺ひます。

○逋部政府委員、非常にむずかしい御質問であります、先ほど申しましたように、結局国内の森林資源は足りないのでありますから、いやでも応でも消費を節約して行かなければならぬ。その際に、日本の経済全体から見ても、各部門で消費がアンバランスになつては困ると考えますので、その点を是正して行くよりしかたがないのじやないか。そのためには、困難ではあるけれども、各方面に呼びかけてやつて行く以外にない。もしそれができないといふことになれば、先ほど申しましたように、外国も木材は足りないようであり、また現在の状況では、南洋材以外には、たとえばバルブ材として昔樺太で使つたのを輸入する、あるいは北米から入れるといふことができませんので、結局国内的に消費を節約して行く以外にないと思つております。これですら行くよりしかたがないと思ひます。確信があるかといふお話であります、われ／＼はこれに向つて努力する、びちつと計画通りに行かぬにしても、できるだけ計画に近いものにしていこうと思つております。

○平野委員 そういふふうにお話があれば私どももよくわかります。要するに一千万石の木材の需要の圧縮、転換は不可能である、不可能であるけれども、しかしながら需要を抑えることは困難だから、とにかくできてもできぬでも、それに向つて努力するよりしかたがないといふお話でありますので、それならば私どももよくわかるのであります。要するに木材の需要は抑えるわけに行かない、しかしながら供給力は少いのだ、そうすればこれはどうしてもアンバランスを調整するためには、とにかくできてもできぬでも、なるべく木材以外の資源を使つて利用の合理化をはかり、それによつて極力進める以外にしかたがないという御意見であつて、これについては異議はないのであります。同時にその点の問題は明らかになつたわけであり、そこで

それならば何ゆゑにこの木材の重大なる消費者であるバルブ工業に対して、かように無計画な濫設を許可されるのであるか、またバルブについては昨年は一千百万石、本年は計画によりまして千三百八十万石であります。これはほんとうに約三百萬石は潤葉樹その他のものを使うといふ計画がはつきりしているのかどうか、これも今お話の通り、できない相談である、できない相談であるけれども、まあ極力そういう方針のもとにといふことであります、先般通産省の方の御答弁を拝聴して驚き入つたのでありますけれども、通産省の方の二十六年度以降のバルブ新設の計画に対する木材の入手の計画といふものは、これはまつたく無謀きわまるでたらめな数字が本委員会にも報告せられてゐるのであります、かくのごとき木材のアンバランスが明らかであるといふときに、極力木材の利用の合理化をしなければならぬといふのが、一方においては、バルブ工業については無制限な増設計画をどん／＼進めてゐる。こういうことでは、私どもは政府の処置といふものがいかにも納得いたしたがいのであります。それで先般、本委員会に対して通産省の方から、現在建設計画中のバルブの四工場に対する計画書が資料として提出をせられたのであります、その御計画を見ますと、潤葉樹を大いに使うとか、竹を使うとか、わらを使うとかいふようなお話がありましたけれども、それは今のあなたのお話の通り、一つの希望にすぎないのであつて、実際の計画はその中にほとんど含まれておりません。それはもちろん多少の程度のことではあるけれども、数百万石というよう

な木材を他の資源によつて利用して行くといふようなことは、ただ説明だけだ、実際にはとうていあり得ないのであつて、少くとも農林省の方におかれれば、そうした計画はまつたく林政の破壊であると言つておられるのであります。それで農林省と通産省との間に、はなはだしき意見の食い違いがあり、林野庁の長官も、本委員会において、最近のバルブ工場の濫設についてははなはだ遺憾である、あのような計画がもしもこのまま続けられるならば、いかに森林法を改正してみても、とうてい森林法は守ることができない。森林法違反のことは必然的に起るのであるといふことの御答弁があつたのであります。そうしてみますと、安本が中心となつて關係各省がよくそれを協議しておるのだといふお話でありますけれども、実際には何らそうした協議は円満に行われていないといふことが明らかなんです、ほんとうに安本としては、農林、通産両省とそれ／＼協議をせられて、的確なところの計画のもとに進んでおられるのであるかどうか、その点については疑いなきを得ないのであります。少くともこの森林法が改正をされました、今の通産省の方の御計画によれば、当然森林法違反が起るのであります。森林法違反の罰則はきつめて輕微なもので、本委員会でも問題になりました通り、無許可の伐採を行つても三万円以下の罰金に処すといふことになつておるのですから、三万円さへ罰金を払えば、もうどんなに森林法に違反してもかまわないわけなんです。しかしながら、明らかに違反をすることを予想されてゐるような計画で、ただ罰金さえ払えばよいのだ

は、いかに森林法を改正してみても、とうてい森林法は守ることができない。森林法違反のことは必然的に起るのであるといふことの御答弁があつたのであります。そうしてみますと、安本が中心となつて關係各省がよくそれを協議しておるのだといふお話でありますけれども、実際には何らそうした協議は円満に行われていないといふことが明らかなんです、ほんとうに安本としては、農林、通産両省とそれ／＼協議をせられて、的確なところの計画のもとに進んでおられるのであるかどうか、その点については疑いなきを得ないのであります。少くともこの森林法が改正をされました、今の通産省の方の御計画によれば、当然森林法違反が起るのであります。森林法違反の罰則はきつめて輕微なもので、本委員会でも問題になりました通り、無許可の伐採を行つても三万円以下の罰金に処すといふことになつておるのですから、三万円さへ罰金を払えば、もうどんなに森林法に違反してもかまわないわけなんです。しかしながら、明らかに違反をすることを予想されてゐるような計画で、ただ罰金さえ払えばよいのだ

というようなことは、政府のおやりになることではないと思ひますけれども、三万円くらいは、おそろくあの莫大な利益のあるパルプ会社から見れば大海の一滴にもすぎないのではありませんから、かような罰則なんというものはほとんどあつてもなくともよいものだ。ですからおそろく森林法の違反が起るであらうし、また農林省としては、かような計画を押し進めになることについては、必ず森林法に違反することにはきまつておるのだということ、を、言明せられておるのであるが、この両者の中間に立つて、日本の木材政策を立てられる安本として、さようなことで満足されるというやうなことであれば、いかに政策の意図と無計画ということについて、国会としては関心を持たざるを得ないのであります。

そこで通産省の方が見えになったのでお尋ね申し上げます。先般御提出になった資料のうちで、帰つてから御答弁をするというお話でありましたけれども、あれは何工場でしたか、各府県の木材入手計画の中で、岐阜県に限つて特に岐阜の一部ということが書いてありましたけれども、その問題は明らかにになりましたか。

○小野(農)政府委員 パルプ工場原木の問題につきましては、過般御質問がございました。とりあえず各社の生の資料をお出ししたのであります。一部に御不審の点もありました。特に苦小牧の工場と岐阜の一部とございましたのはミスプリントでありまして、特に意味はないのでございますから、さう御了承願ひます。

○平野委員 それでは次に、先般御提出の御資料は一応撤回されて新たに

出しになるのであるか、あるいはあの資料がどこまでも一つの計画として確信のあるものであるかということ、を伺うわけですが、その前にあの資料の中で、たとえば島根県についていへば、あの二つの工場の消費量を合すると三十二万石という新しい数字がそこに出るわけですが、これらも私は、林野庁で立てられる今後の森林計画からすれば無謀な数字であると思ひますし、また山口県と島根県と魚取県ですか、あそこだけで一工場の計画が五十万石にもなつておるというやうなことに、いへば、どこまでもこの計画が正當なものであるというをおつしやいますかどうか、あるいはあらためてほんとうの計画をお出しくださいませんか、その辺をあらためて伺ひます。

○小野(農)政府委員 この前お出ししましたのは、先ほど申しましたやうに、各社が、しかもつぎの間に、従来の集荷経路等から見まして大体こんな見込みだ。それとも各社ももちろん十分の検討を経ておりませんし、また今度審議中の森林法によりまして、供給面等ががらりと様子がかわつて参るわけでありまして、そういった新事態に即応して、十分再検討と申しますか、見直しなければならぬ数字なのでございまして、撤回と申しますか、ちよつとこのまま御審議いただくわけに行かぬ事情だと思ひますので、御了承願ひます。

○平野委員 それでは先般の御資料は、一応御破算にしてあらためて出されるというお話ですが、どうかさういふふうにお願ひして、なるべくすみやかに、できるだけ実際の数字を出していただきたいと思います。

最後に私は大臣に申し上げて政府の善処を要望したいと思ひますけれども、本日大臣の御出席がありませんので、雑貨局長に申し上げますから、政府内部においてよく検討せられて、森林法にマツチした新しい確固たる木材政策の樹立をお考えくださることをお願いしたい。

私の申し上げたいことは、パルプ会社の最近の非常な法外なところの利潤の問題であります。ここに東洋経済新報がございまして、この中で「これは雑誌というよりももう会社の考課状で明らかになつておるところでありますから、これは明らかに事実でありますけれども、従来成績の不良であつた一つの例として、東北パルプにつきまして言ひまして、この会社は資本金わずかに一億七千万円の会社であるが、本年度の利益金は六億二千万円に達しておるのであります。すなわち利益率は六十九割であります。この会社は四割の配当をいたしておりますけれども、利益に對してわずかに五、三、千四百万円であつて、内部保留金だけでも二億五千余万円と、一年で資本金の倍にも達するやうな社内保留をいたしておる、その他の積立金の累計は三億に上つておるというふうで、わずかに一億数千万円の会社が、わずか一年間に六億円の利益をあげておるという状態でありまして、もちろん会社が非常に利益をあげられることはけつこうなことではあります、まず今日、私は木材の關係以外のすべての日本の産業を通過してみても、かくのごとき法外な利潤をあげる企業というものは、おそらく他にないのじやないかと思ひます。これらのパルプ工業が非常な利益

をあげ、また外貨の獲得等に活動せられることについては、国家のために大いに慶賀すべきことではあります、一方において最近における洪水その他の類災を考へますときに、これは実にゆゆしき問題ではないかと思ひます。国家の予算をもつて見ましても、公共事業費一千億と言つておりますけれども、その半ばは災害復旧費であります。また今日中央、地方の予算を通観しても、おそろく一千億以上の災害復旧費が出ておるのであります。しかも年々発生します風水害その他の被害は何千億と計算をせられておるのであつて、その一部を国が千億以上も出して、かろうじて災害復旧をいたしておるという現状であります。これはもちろんパルプのみの責任ではありませんけれども、最近の木材の濫伐が非常に大きな原因をなしておることは、もう疑いを入れないと思ひます。そうして見ますと、これらの会社が利益をあげるといふことはけつこうであるけれども、一方において国が莫大な災害復旧費を出しておるというところは、結局は、国の負担においてこれら一部営利会社が独占的利潤をあげておるというふうに見られるのであります。言いかえれば国がこれらの会社に対して補助をしておるということ、かくのごとき莫大な利益をあげるということは、いかに何か非常な無理があるというふうにも思はざるを得ないのであります。さういふ木材の濫伐を行うということが、結局かような災害をもたらしておる。国がそれを責任をもつて復旧をいたしておるが、一方において、一営利会社がかような濫伐をどん／＼やつておるということがあつてはなら

ぬ。私は、かような木材の使用をするというやうな国家的な使命を持つておる企業については、国が相當にこれを監督し、また国の責任においてある程度の指導調整をはかつて行くことが必要ではないかと思ふ。これは何人も議論のないところであらうと思ひます。会社から言へば、ただ法律の範囲内においてどん／＼山を切つて、もうけさえすればよいのだということでありまして、さうけれども、国家の方はさうは行かない。さういふ観点から、今回われわれの方で立案いたしました、森林法を改正して、森林の計画について根本的な調整をはかるということにいたしましたのでありますけれども、いかに森林法の罰則等は、先ほど申し上げましたやうに、なか／＼ほんとうにそれを取締るということもできないやうな事情があるのではありませんから、ただ森林法を改正しただけで政府が知らぬ顔をしておつてはいかぬ。この法律を確立するように協力せられることとなければ、とうてい日本の林政というものは確保できない。同時に、治山治水という重大な問題の根本的な解決はあり得ないと思ふのであります。不幸にして通産省がこのパルプ工業を監督する立場にあるが、農林省の方との密接なる連絡もなく、かようにただ営利会社の利潤をあげさせることのみを力をつておるというのでは、この森林法をせつ／＼改正したところで、国家のために何にもならないということ、を、私ども憂慮するあまり申し上げるのであります。一営利会社が、かような法外なところの独占的利益をあげておるといふ際には、国が莫大になるとこ

ろの犠牲を払つておるのでありますから、政府はここに何らかの重大なる決意をもつて、これの調整に當つてもらわなければならぬ。これは先ほども申し上げたように、どうしても大臣が責任を持つて解決をはかつてもらわなければならぬことだと思ひますけれども、まずあなたの方によく申し上げまして、政府部内で御相談を要するものでございませう。特に先般来安本が中心となつてよく関係各省協議して、木材の政策については遺憾なきを期しておるといふお話であつたが、たゞいま安本の局長の御答弁を伺いますと、まことにあなたもよく内容を御存じありません。いわばただ資料をそこで読み上げられるといふことで、ほんとうにあなただけに入つておられぬように思ひます。私も専門家でありますから、造船用材が幾らについておるとか、アラスカからどのくらい持つて来るとか、あるいは木材の利用についてどうのこうのといふことはありますけれども、それはただ机上の計画であつて、實際上においては、そんなことはまずできることではない。ペルプ会社も認可、許可をとるときには、できるだけ瀾葉樹を使いますとか、クラフト・パルプによつてなるべく針葉樹を使ひな

て不十分でございます。ひいてはこれは安本の責任でありますから、この際ひとつ根本的な方策の建直しをお願いしたいといふことを、強く要望いたします。ひとまず私の質疑は終ります。

○横田委員 パルプについて一点だけ伺つておきます。二十六年五月二十二日の産経を見ますと、「輸出は二十五

年の実績では生産量の二分四厘であるが、国内価格高で輸出を必ずしも有利とせず、ことに最近新聞用紙の輸出に反対陳情もあるが、通産当局には国内の統制徹底に呼応して自由通商の道を選ぶ考えもある」といふことが載つておりました。輸出といふものを必ずしもとめておられないといふことを言つておるが、輸出は新聞用紙でどのくらい出ておりますか。

○小野(總)政府委員 新聞用紙の最近の月の輸出高は、約百五十万ポンドと計算しております。

○横田委員 これは朝鮮方面にどのくらい出ておりますか。朝鮮だけに行くのではないでしようが、朝鮮事変が起つてから、特にたくさん出てゐるので

す。事後後における輸出の増勢はどのくらいあつたか。

○小野(總)政府委員 輸出制限の措置がとられましたのは三月の初めであるのであります。その前の一、二月ごろは、月にいたしまして約一千二百万ポンド程度の輸出がありました。朝鮮関係が特別に数字がふえたといふこともないやうに聞いておりますが、はつきりした数字は持つておりません。

○横田委員 日本の国内においても、紙が足りないといふ問題は非常にたくさん起つております。それであるにもか

かわらず、どうして新聞用紙を輸出しなければならなかつたのですか。まず日本の新聞をきいてみて、それから後に、余つたらアメリカ人の好むやうな輸出をしなさいといふではないか。それを逆をやつておるのではありませんか。

○小野(總)政府委員 全般の方針といひまして、できるだけ海外からいろいろな諸原料等をたくさん入れなければならぬ。国内で産するだけでは足りない。従つて、こちらから出しますもの、なるべく制限したくないといふのが全般の建前であります。従いまして、洋紙関係につきましても、国内の需要充足も大事でありますので、過般教科書用紙あるいは選挙等の関係もありまして輸出統制の措置もとつたのであります。その事情等もなくなりま

した今日、実はなるべく早い機会に輸出制限等の撤廃をいたしたい、かやうに存じておるわけでありませう。ただ、

ただいまの現状といたしましては、外に出しておりますのは、新聞用紙と申します。新聞に使われる俗に言ひます

色紙といふ関係のものが多いためでありまして、正規の新聞用紙といたしましては国内の需要を優先的に確保させておるやうな状態でありませう。

○平野委員 もう一点だけ、ちよつと漏らしたことがあるので伺います。中国地方に最近建設されるパルプ工場四つについては、農林省の指摘される通り、森林法の違反を行ななければ、と

うて、工場の運営ができないといふことは明らかになつておるのであります。これは昭和二十八年年度に完成するといふのでありますから、今のうちならば規模の縮小をするとか、あるいは

計画の変更をするといふことも可能であります。もしこのまま今の計画通り行くといふことならば、おそらく二万トンの能力のある工場でも、一万吨しか操業ができないといふことになつて、結局は工場自体としても意味のないことを行ふことになりませうが、今のうちならば何とかなるのであるから、通産省として、これに対して何か指導をして、計画の変更を勧めることをする御意思があるかどうかといふことがまず一点。もう一つは、先般は四つの工場以外にはもう新設計画はない、これで一応おしまひだといふ御答弁でありましたけれども、われ／＼の聞いておるところでは、まだそのほかにも二、三あるといふことを聞いておるの外にはないのか。もしあるとすれば、もちろんこれは計画すべきものではないのであります。もしかりにあつた場合には、そういうものについては、通産省としては実施しないやうに干渉される御意思があるかどうか。この二点を、最後にもう一ぺん伺つておきます。

○小野(總)政府委員 前段の、ただいま計画中の工場を縮小する要がないかといふお話であります。先ほど来安本部長からも御説明がありました。よ、に、大体経済自立計画と申します。か、それにのつとつて設備の計画も行われておるわけでありませう。二十八年度等の木材の消費の關係も、安本で調整された大体の数字にのつとつて計画が行われておるわけでありませうので、今森林法が施行に相なりまして、いろいろ供給面の様子があるいはかわつて参るかとも思われますが、しかし具体

的にどの果でどういふ樹種が、いつとれだけという、はつきりした比率は承知いたしておられないわけでありませう。ただいまそれだけの理由で計画を練り直すといふことは、目下のところ考へておらないのであります。

それからこの前差上げました新工場計画であります。一件だけ落ちております。まだ工場敷地がはつきりしない点がありますので、資料として差上げていなかつた分、国策パルプが、あるいは岡山といひ、あるいは山口といひ、たゞいま立地条件を調査中のものが一件ございませう。

○平野委員 先般の本委員会におきましては、もう四つ以外にはないと明言せられたのであります。今何うともう一つあるやうなお話です。それは訂正されて新しく資料をお出しになるわけでありませうか。またそれ以外にはありませんか。

○小野(總)政府委員 それ以外には、はつきりしたものはまだ聞いておりませう。たとえば四国あたりで、やはり工場誘致と申します。農林省が各社に工場を新設しないかといふ話を持ちま

わつておるやうに聞いておりますが、これもまだはつきり計画といふところまで至つていないやうでございます。ただいまはつきり聞いておりますのは、国策パルプの一件であります。

○平野委員 私のお尋ねしたのは、そういうまだはつきりしないけれども、さらに新しいケースが出て来る場合、そういうものについても、通産省としてはそれを認められるのかどうか。そういうものはどういふ無謀な計画であるから、なるべく中止をするやうに干渉せられる御意思があるかとい





意を表してこれを迎えているわけでございます。その点誤解のないようにお願いしたいと思います。また先ほどもお話ございましたように、かなりの利潤を各社があげているわけでございますので、私どもとしては、機会あるごとにこれを植林の方面に還元することを各社にも勧めしております。従いまして、各社もようやく自分で山を持ち、木を植えて行く方向にも努力して参っておりますが、資源の濫用ということに全然無関心で、パルプ会社があつたればよいという意味で主張しているわけではありまないので、念のため御了承願いたいと思います。

○千賀委員長 この際一つ聞いておきますが、戦前の状態になるのだということをおつしやるのですが、戦前の状態などは、日本の内地にはパルプ会社はほとんどないと思ひます。一体どこをつかまえて戦前の状態とおつしやるのか、樺太とかその他の方面にあつたものを加えて戦前の状態というのか、あるいは戦前におけるパルプの需要額に対して供給額が相当するといふのか、私の知つてゐる限りでは、戦前のパルプ会社のごときは、ほとんど外国製のパルプを使つてゐた。どこ／＼のレーヨンが何十トン日産するといふような、その原料の大部分はノルウエー、スエーデンなどのパルプをおもに使つておつた記憶がはつきりしておりますが、戦前にはほとんど内地にはパルプ会社はなかつた。どういふことを標準にして戦前と言われるのか、それをひとつ伺つておきます。

○小野(儀)政府委員 戦前樺太、朝鮮、台湾といふものを含めまして、昭和十六、七年ごろのパルプ工場能力

が百七十三万トンくらいになつております。内地関係だけで申し上げますと、そのうち六五％が内地に能力があつたわけでございます。先ほど来申し上げましたように、ただいま行われております新増設計画が完了いたしますと、ほぼその当時の能力を持つことになるわけでございます。

○千賀委員長 わかりました。そうすると、戦前ということでは戦前にあらずして戦前ということ、すなわち太平洋戦争が起り、あるいは満洲事変が起つてから、日本の外国に対する原料取引関係が悪化して来て、日本の山がどうなろうと、この戦争に勝ちさえすれば先は先だといふことで、全資源を戦争のために集中した。そのころの生産能力と匹敵したのでは、もう日本の負担力はすでにオーバーしてゐる、こういうことがはつきりするもので、これは少しお考えにならないと、ずいぶん妙な錯誤が起きて来ると私は思ひます。

それからいま一つ伺ひますが、各社がこれで自分のなな張りをつくつて、大体農林委員会もやましいし、通産省もこれに従わなければならぬといふことで、増産制限をやめたといふことと、今度は各水系によつて、たとえば苦小牧会社が木曾の水系の上の奥地まで分工場をつくつて、そこで粗製パルプをつくつて、重いものはだんだん洗い流して、比較的軽いものを本社に運んで来る、そういう余分な仕事をやり出して、そして増産になつて来る場合には、政府委員はどうお考えになりますか、そのことをひとつ御答弁願つておきます。

○小野(儀)政府委員 前段の御質問で

ございますが、お話のように、戦争に入りまして急激に内地の増産も行われたことでございますので、それと見合せるかどうかというお話でございますが、その点はまつたくお説の通りでございますので、再考させていただきます。と思ひますが、後段の各水系ごとに山奥で粗材を造成するということでございますが、実は私不案内な点がございまして、研究いたしまして、いずれかの機会に答弁させていただきます。と思ひます。

○平野委員 先ほどお願いした、あらためて出される資料はもちろんのことと、さらに今お話になつたパルプ会社が利益の一部をもつて増林をしてゐるという御説明があつた。非常にけつこうなことで、また当然のことですが、今東洋経済新報を見ましても、六億円も利益がある。そのうちの一億円くらいは増林に出してもいいと思ひますが、そういうことを実際にやつてゐるか、あの考課表には記載されておられません。が、パルプ会社が増林に出したといふのは、どの程度投資してゐるかといふことの資料を、あわせてお願いいたします。

○千賀委員長 わかりました。ほかに御発言がなければ、今日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつて通知いたします。午後零時二十九分散会。

〔参照〕

国有林野法案(参議院提出)に関する報告書

国有林野整備臨時措置法案(参議院提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年六月六日印刷

昭和二十六年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所